

日本透析医会の法人化への活動に関する経過報告ならびに

新組織“日本透析医会”への発展に関する説明とお願ひ

日本透析医会

副会長 平沢由平

昨春来、透析医会の社団法人化に関して厚生省にお願いしてまいりました経過についてご報告申し上げます。

昨年5月、社団法人、日本腎不全対策協会として定款、事業計画を提出しましたが、他法人と目的および事業に関して競合する点のあること、および透析医の集団であるから、それにふさわしい事業とすべきであるとの観点から、再検討するよう厚生省医務局総務課より指導を受けました。私達はそれにしたがい、理事会で検討を重ねて、

- ①透析療法の適正化を推進するための活動（地域的検討委員会の設置と全国的総括作業）
- ②腎移植普及への協力活動
- ③地域透析医療システムの確立（合併症対策を円滑に推進するために）
- ④会員の教育と啓蒙活動

を主軸とするよう事業目的を明確にし、定款内容の一部変更を行って、昨年7月より再度折衝を開始いたしました。

ところが、昨年8月に厚生省内部局の編成がえが行われ、私達に対する担当も保健医療局結核難病課に変更され、定款、事業計画などの再検討が重ねられることになりました。幸い、厚生省の担当当局の前向きの検討をいただくことができ、作業は順調に進んだのですが、結局、実質的には10月からの再出発となりました。この過程で組織の名称は会員の職種や事業内容が明瞭に判るように“日本透析医会”が宜しいのではないかと提案され、理事会にはかり、そのように変更することにいたしました。

昨年11月、厚生省当局より日本医師会の賛意をうるよう指示を受け、以後、本年3月までに数回、副会長や専門担当理事に会って説明申し上げ、協

力をお願いいたしました。しかし、会員組織率が60%と低いことと活動実績がなお不十分であることを理由に、日本医師会が賛同するには時期尚早であると結論されました。結局、本年4月、厚生省当局からも書状をもって

1. 会員組織率を80%以上に高め、組織率の低い地域の改善をはかること。
2. 活動実績をつみ重ねること。
3. 日本医師会の賛意をうること。

の条件を満たすよう回答をいただきました。私達はこれを私達に対する宿題と受けとめ、本年5月の理事会、次いで本年度の総会において、厚生省当局の提示条件を満して、可及的すみやかに法人化を達成できるよう活動を強化することを決議いたしました。そのため、これまでの都道府県透析医会連合会の名称を日本透析医会に改称し、事業実績が社団法人への布石になるよう脱皮をはかること、並びに、この機会に、社団法人誕生の暁には会長就任をお願いしていた稻生綱政先生に御出馬いただき新しい透析医会の会長としてリードしていただくこと、更に法人設立準備会を設置して事務局を強化することなどを決議いたしました。幸い、稻生先生の御賛意もようやく得られ、また、従来、透析医会連合会の顧問として御助力をいただきおりました太田裕祥先生に副会長に就任いただくことも達せられ、本年7月に、なお任意団体ですが、新しく、日本透析医会が誕生したのであります。なお、私自身は新透析医会のもう1人の副会長として両先生を補佐してゆくことになりました。微力でございますが、従来通り、皆様の御教示と御鞭撻をお願い申し上げます。長い間、前透析医会連合会の会長としての重責をいただきおりながら、十分お役に立てなかつた

ことを心からお詫び申し上げます。この間、鈴木満先生、山川真先生の両常任理事はじめ理事の諸先生の献身的な御努力に衷心より敬意を表しますとともに、私自身に対して、まことに多くの御助力をいただいたことに心からお礼申し上げます。また、当医会のため御理解と御指導をいただきております翁久次郎先生、田村武敏先生の私自身に与えて下さいました暖かい御好意に対し深謝申し上げる次第であります。

稻生会長はじめ理事一同は法人設立準備会を整

備し、体制を強化して目的達成に努力を続けることを決意しておりますので、皆様にはなお一層の御協力をお願い申し上げます。

なお、前の透析医会連合会の会長として透析医会の法人化の必要性に関して、これまで理事会で討論された事項を私自身の考えも含めて次に概要をまとめて申し述べてみました。

内容に関して、御助言や御批判をいただければ幸いに存じます。

透析医の直面している課題と義務

——透析医会の活動のあり方について

日本透析医会

副会長 平沢由平

我国における透析療法の歴史は臨床応用が始ってから数えても20年を超え、最長透析症例は19年に達しようとしている。この治療に関する医工学的進歩は目覚ましく、福祉行政上の対応も諸外国に類をみないほどに充実したものとなってきた。現状の如き治療成績の向上や全国的な普及は20年前には想像もできることであった。幾多の医学的、社会的難問が解決され続けてきたことは見事というほかないのである。

透析医療の始まる前から腎不全治療に従事していた私自身は、蒼ざめてむくみ、吐き続け、鼻口から出血し、痙攣が重なり、あるいは呼吸困難でもがき苦しむ末期尿毒症患者の、いかに努力してもすべて徒労に帰して死をみるとほかなかった悲惨な時代から、なお甚だ未熟であったが昭和38年から始めた腹膜透析、次いで昭和41年から開始した血液治療が症状を劇的に改善し、確実に死を延ばすことをみて驚嘆するとともに、無上の喜びを感じたことを常に憶いだすのである。当初から、透析療法には医学的、経済的問題が次々と出現し続けたが、延命効果が得られるという治療者の喜びがその後の幾多の難問を開拓してきた最大の原

動力となったと信じている。医学的進歩を基盤に福祉対策も進み、昭和47年から更生医療も適用されて、以後、急速に透析医療は普及し続け、今日のように我国ではどこでも、誰でも十分な治療が受けられるようになってきたわけである。

現在、我国の慢性透析患者数は6万人を超え、年間約5,000名の増加はなお当分続き、10年後には10万人に達するであろうと予想されている。これは近年の透析療法がすぐれた延命効果を発揮している証拠であり、病態の安定も以前に比べると格段の差がみられ、患者の活動力や社会復帰能力も著しく向上してきている。透析治療の創生期から関係し、その進歩の1つ1つを体験してきた者にとって、僅か20年の間によくもここまで発展したものだと感慨一入のものがある。まさに近代医学の勝利の1つであり、関係者の努力の結実であると内心に得意のあることはかくせないのである。

しかし、これは透析医の独善的な思い上りであることを痛感させられる機会も近年は少なくなく、治療成績が向上すればするほど、治療が普及すればするほど、この療法が社会の重い荷物となってきている現実のあることを私達は深刻に認識しな